

R6年度 ため池・農道等補助事業

事業名	事業概要・要件	対象者	補助率	問い合わせ先
①水利施設整備事業				
一般水路・ため池改修事業	水路(パイプライン等)やため池の改修工事に対する助成。ただし、以下を要件とする。 ・受益戸数2戸以上であること。(ただし「特定ため池」の場合は受益戸数要件なし) ・1工事20万円以上であること。 ・国・県等の補助事業の採択要件を満たす工事ではないこと。 ・ため池及び付随する施設の場合、当該ため池について「ため池届」が提出されていること。	営農や防災上の観点から必要となる改修を行う個人・団体	事業費の40%	
ため池廃止事業	利用しなくなったため池の廃止に対する助成。ただし、以下を要件とする。 ・「特定ため池」であること。 ・1工事20万円以上であること。 ・国・県等の補助事業の採択要件を満たす工事ではないこと。 ・当該ため池について「ため池届」が提出されていること。	防災上の観点から必要となる廃止を行う個人・団体	事業費の2/3	
開水路改修事業	開水路の改修工事に対する助成。ただし、以下を要件とする。 ・受益戸数2戸以上であること。(ただし「特定ため池」の上下流の用排水路であること) ・1工事20万円以上であること。 ・国・県等の補助事業の採択要件を満たす工事ではないこと。 ・当該開水路の上下流のため池について「ため池届」が提出されていること。	営農や防災上の観点から必要となる改修を行う個人・団体	事業費の90%	
②土地改良施設維持管理適正化事業	数年に一度行うような土地改良施設の整備補修に際し、土地改良区等が5年に分けて均等に事業費の一部を積み立て、国の補助制度を活用するものに対する助成。ただし、以下を要件とする。 ・1工事200万円以上であること。 ・ため池及び付随する施設の場合、当該ため池について「ため池届」が提出されていること。	土地改良区等	事業費の70% (内訳) 国30% 県30% 市10%	農政計画課 ①～③ Tel: 078-984-0372 ④～⑤ Tel: 078-984-0373
③水利施設管理強化事業	管理者が実施する農業用ため池の低水位管理およびため池管理強化の取組に対する助成。ただし、以下を要件とする。 ・ため池1箇所あたり1,000㎡以上の要領確保が可能なもの ・兵庫県総合治水条例第22条「指定雨水貯留浸透施設」又は同条例第27条「指定貯水施設」に指定(指定済も含む)あるいは指定見込であるもの ・出水期(6月から10月)のうち、少なくとも1ヶ月以上雨水貯留容量を常時確保すること。 ・ため池の適正な管理が行われていること ・さらに、ため池管理の強化を図ること	農業用ため池の管理者	ため池1箇所あたり最大 200,000円 ・低水位管理:35,000円/月 (年2カ月上限) ・ため池管理強化:130,000円	
④農道整備事業 (農道移管推進事業)	ほ場整備事業により造成された農道において、道路管理者への移管に必要な手直し工事にかかる経費に対する助成	土地改良区等	事業費の40%	
⑤農道舗装推進助成事業	連坦する農地(受益農家2戸以上)や基幹的な農業用施設(ため池・農業用倉庫・集荷場など(個人所有除く))の管理に必要な路線の舗装新設に係る経費の一部を助成。ただし、以下を要件とする。 ・舗装幅員:有効幅員1.5m(参考 標準は1.8m) ・舗装構成:アスファルト舗装4cm、路盤10cm	土地改良区等	事業費の40%	